令和	5年	第8回	1	آگ	じみ野	市農	業委		]会	総会	会議	事金	 录	
招集日時 令和			和5年8月25日			ふじみ野市役所本庁舎 5 階   A大会議室								
開会の日時 開			会	令和	15年8.	月25	日午	後	1時3	B 0分	<b>}</b>	長		
及び宣告者閉			会	令和	月25	日午	後	2時0	0分	<b>分</b> 請	長			
議	長	粕	谷	雄	_									
No.		氏		名		出欠	No.			氏	2	名		出欠
1	久	2000年	:	清		出	1 0		鈴	木	智	之		出
2	柳	Ш	嗣	於		出	1 1		浅	海	伊包	生男		出
3	横	Щ		明		出	1 2		岡	部	<b>B</b> :	7 C		出
4	嶋	田	利	行		出	1 3		谷	田	峰	男		出
5	原	田	-			出	1 4		粕	谷	雄	_		出
6	近	藤	広	巳		出	1 5		有	Щ	茂	幸	(最)	出
7	岸		勇			出	1 6		宮	寺	康	夫	(最)	出
8	神	木		茂		出	1 7		新	井	正	_	(最)	出
9	塩	野	和	義		出								
出	席者	数	農	業	委 員		定	数	1 4	1名	出席	者	1 4	.名
農地利用最適化推					推進委	員 定	数	3	3名	出席	者	3	名	
	議	事参	多与	(説明	]者)					書	÷	記		
	莀	籠貫	智	洋						_				
	島	,村	雄	大										
	有	íЩ	俊	夫										
	崔	井	健	吾										

その他重要と認める事項		
	上記会議の結果を記載し、その相違 署名します。	<b>堂なきを証するためここに</b>
	令和 5 年	F8月25日
	議長	印
	署名委員	印
	署名委員	印

			とどり昭士典業系昌会会長は、会和5年0日05日、ケダ
			ふじみ野市農業委員会会長は、令和5年8月25日、午後
			1時30分、ふじみ野市役所本庁舎5階A大会議室に農業委
			員会を招集した。
日程第1	議	長	議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開
			会を宣言した。
日程第2	議	長	議事録署名委員に1番・3番委員を指名する。
日程第3	議	長	日程第3、報告第19号農地法第5条第1項第6号の規定に
			よる農地転用届出に関する件、4件を報告します。
	議	長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務周	司	報告書朗読。
	議	長	質疑を求めます。
	全委員	<b></b>	なし。
	議	長	報告案件ですので、報告第19号について終了します。
日程第4	議	曼	日程第4、議案第17号、農地法第4条第1項の規定による
			許可申請に関する件、1件を議題とします。
			案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
	事務周	司	議案書朗読、説明。
			申請人は、現在も申請地を自宅への進入路として使用していま
			す。一昨年に相続が発生し農地転用がされていないことを知り
			ました。是正をすると家の周りの全ての土地が他人所有の土地
			のため公道から自宅への出入りが不可能となり、生活に支障が
			でてきますので、現状のまま許可申請をします。
			農地の区分は、概ね 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地
			の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。
	議	長	現地調査をした委員から説明をお願いします。
L	1		

12 番委員

8月18日に11番委員、事務局の3人で現地調査を行いました。自宅進入路として整備されており、周辺農地に問題ないと思います。

議長

地元委員は現地調査した12番委員です。

質疑はありますか。

全委員

なし。

議長

質疑がないようでしたら、承認してもよろしいですか。

全委員

異議なし。

議長

異議なし賛成により、原案のとおり許可相当として県知事に 意見を送付します。

議長

議案第17号について終了します。

日程第5

議長

日程第5、議案第18号、農地法第5条の規定による許可申 請に関する件、1件を議題とします。

案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

議案書朗読、説明。

受人は、現在妻の実家に家族5人で暮らしておりますが、子 どもの成長や家財の増加により手狭になりました。戸建てのマ イホームを購入したいと考え市街化区域を含め近隣を探しま したが見つかりませんでした。現在の居住地から車で5分の場 所にある申請地は、子の面倒を見てもらえ、将来的に両親の面 倒を見るにも環境が良い土地です。

農地の区分は、概ね 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地 の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。

議長

現地調査をした委員から説明をお願いします。

11 番委員

8月18日に12番委員、事務局の3人で現地調査を行いました。雑草が多少ありますが、除草すれば適正に使える農地です。近隣の農地には影響ないと思います。

議長

地元委員から説明をお願いします。

3番委員 他の農地にも影響がなく問題ないと思います。

議 長 質疑はありますか。

全委員しなし。

議 長 質疑がないようでしたら、承認してもよろしいですか。

全委員 異議なし。

議 長 異議なし賛成により、原案のとおり許可相当として県知事に 意見を送付します。

議 長 議案第18号について終了します。

日程第6 議 長 日程第6、議案第19号、生産緑地に係る農業の主たる従事 者についての証明について1件を議題とします。

案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事 務 局 議案書朗読、説明。

生産緑地法では買取り申出できる条件として、生産緑地に指定されてから30年が経過した場合と、農業の主たる従事者が死亡した場合と、農業の主たる従事者に農業従事を不可能とさせる故障が生じた場合の3つがあり、本案件は主たる従事者の死亡によるものです。

今後の流れとしましては、今回の主たる従事者証明について 承認されると、買取り申出者は市に対して買取り申出を行い、 市が公園や緑地等として買取りしない場合は、農業委員会へ斡 旋の申出を行います、そして買取希望が無い場合は生産緑地が 解除されます。

議 長 この案件について、現地調査を行った委員から説明をお願い します。

12番委員 8月18日に11番委員と事務局の3人で現地確認を行いました。申請地は草がありましたが、周辺の家にも影響がなく問題ないと思います。

議 長| 地元委員から説明をお願いします。

7番委員 昨日現地確認しました。家庭菜園を行っていました。農地と して問題ないと思います。 議 長 質疑はありますか。 全委員 なし。 質疑がないようでしたら、議案第19号の案件について承認 議 長 してもよろしいですか。 異議なし。 全委員 議 長 異議なし賛成により、議案第19号の案件につきましては原 |案のとおりに決定します。 議案第19号について終了します。 議 長 日程第7 議 長 日程第7、議案第20号、相続税の納税猶予に関する適格者 証明について、1件を議題とします。 この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めま す。 事務局 議案書朗読、説明。 この案件について、現地調査を行った委員から説明をお願い 議 長 します。 8月18日に12番委員と事務局の3人で現地確認を行い 11 番委員 ました。1282-1の農地については雑草があるが刈り取れ ば問題ありません。1287-1の農地は雑草もなく農地とし て適正に管理されており問題ありません。 地元委員から説明をお願いします。 議 長 8月23日に現地調査を行いました。どちらの農地も問題あ 3番委員 りません。本人からもこれから農業を行っていく意向を確認し ています。 質疑はありますか。 議 長

全委員

なし。

	議長	質疑がないようでしたら、議案第20号について承認しても
		よろしいですか。
	全委員	異議なし。
	議長	異議なし賛成により、議案第20号につきましては原案のと
		おりに決定します。
	議長	議案第20号について終了します。
日程第8	議長	日程第8、議案第21号、農用地利用集積計画の利用権設定
		について1件を議題とします。
		農用地利用集積計画(利用権設定)
	議長	この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めま
		す。
	事務局	議案書朗読、説明。
	議長	この案件について、現地調査を行った委員から説明をお願い
		します。
	11 番委員	8月18日に12番委員と事務局の3人で現地確認を行い
		ました。土地については整地されていて農地として活用できる
		と思います。
	議長	地元委員から説明をお願いします。
	5番委員	耕作するのに問題ないと思います。
	議長	質疑はありますか。
	全委員	なし。
	議長	質疑がないようでしたら、議案第21号について承認しても
		よろしいですか。
	全委員	異議なし。
	議長	異議なし賛成により議案第21号について承認することに
		決定します。
	議長	議案第21号について、終了します。

日程第9	議長	日程第9、議案第22号、農地中間管理事業に伴う農用地利
		用配分計画について1件を議題とします。
		農用地利用配分計画
	議長	この議案は関係する委員がいる議題となりますので、議案の
		終了まで、会議規則第10条の規定により該当委員は退席とな
		りますので、よろしくお願いします。
		該当委員退室。
	議長	この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めま
		す。
	事務局	議案書朗読、説明。
		利用権設定の土地は、農地中間管理事業による貸借のため埼
		玉県農林公社が仲介し借り受けるものとなります。
		借人は、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機、農業
		用トラックなどを所有し営農しています。
		地元委員は借人について説明をお願いします。
	議長	借人はビニールハウスを3棟所有しており、野菜の出荷もし
	16 番委員	て意欲的に農業を営んでいます。また、中間管理事業について
		熟知しています。よって適格だと思います。
		質疑はありますか。
	議長	なし。
	全委員	質疑がないようでしたら、議案第22号について意見なしと
	議長	してよろしいですか。
		異議なし。
	全委員	異議なし賛成により議案第22号について意見なしとする
	議長	ことに決定します。
		議案第22号について、終了します。
	議長	該当委員は入室してください。
	議長	該当委員入室。

日程第10、議案第23号、農業経営基盤の強化の促進に関 日程第 10 議 長 する基本的な構想の変更について1件を議題とします。 この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めま す。 事務局 議案書朗読、説明。 ただいま事務局が説明した概要のとおりでございます。何か 長 議 意見や質疑等はありますか。 全委員 なし。 意見や質議等がなければ、議案第23号につきましては変更 議 長 内容は妥当とし、意見なしとしてよろしいでしょうか。 全委員 異議なし。 議 長 議案第23号については、意見なしとすることに決定しま す。 議案第23号について終了します。 本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただき 議 長 ましてありがとうございました。これをもちまして、令和5年 第8回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきま す。 (終了 午後2時)